

# 令和3年度 矢作川水防連絡会

---

令和3年5月14日

国土交通省 中部地方整備局  
豊橋河川事務所

- 頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、災害対策基本法が一部改正。
- 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

## 趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

## 改正内容

### 1. 災害対策基本法の一部改正

#### ① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

##### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

###### <課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

（住民アンケート）  
 ・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%  
 ・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

###### <対応>

**避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。**



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

##### 2) 個別避難計画（仮称）（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

###### <課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

（近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合）  
 令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。**

（任意の取組として計画の作成が完了している市町村：約12%、任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村：約50%）

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりのマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

##### 3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

令和3年5月20日から  
**避難指示で必ず避難**  
**避難勧告は廃止です**

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を察知したときに発令)
4	避難指示※2	避難指示(緊急) 避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意情報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意情報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確認できずともではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される発令ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難情報のタイミングで発令されることとなります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ発令の判断を見合わせ始めたり、警戒の準備をしたたり、段階を降じたり自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。 <b>警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはけません！</b>	避難勧告は廃止されます。これからは、 <b>警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難</b> しましょう。	避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、 <b>警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難</b> しましょう。
--	---	--

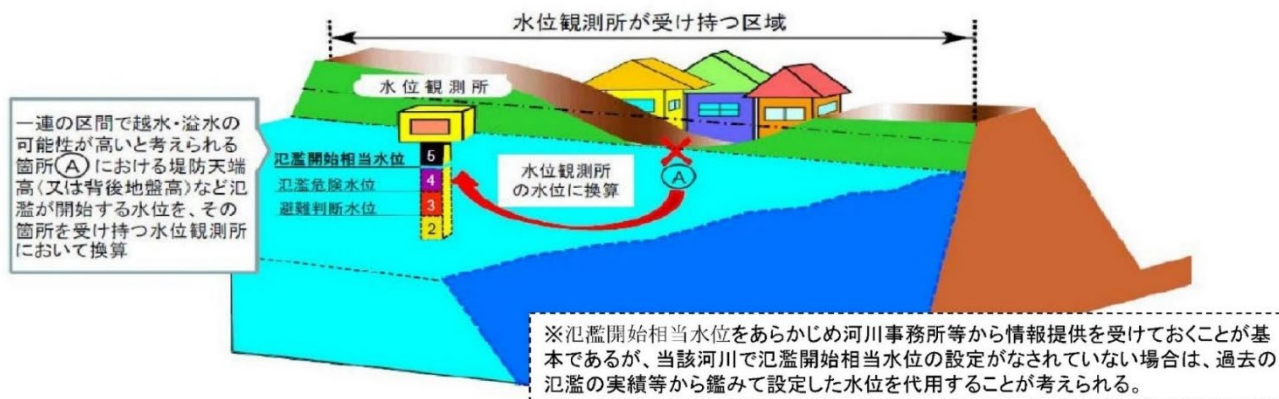
内閣府(防災担当)・消防庁

# 氾濫開始相当水位

- 令和3年の災対法改正以前の「警戒レベル5 災害発生情報」は、氾濫発生を確認してからのみ市町村長が発令することができる情報であった。
- 令和3年災対法改正により、「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令基準は、氾濫開始相当水位に達した時点とすることにより、越水・溢水を確認できておらずとも、計算上、水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した時点で「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令する。

## 氾濫開始相当水位について（詳細はガイドラインP58参照）

- ガイドラインでは、ある河川の一連の区域で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において堤防天端高（又は背後地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位を「氾濫開始相当水位」と呼称することとする。
- 令和3年の災対法改正以前の「警戒レベル5 災害発生情報」は、氾濫発生を確認してからのみ市町村長が発令することができる情報であったが、「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令基準の設定例は、以下のようになっている。
  - （実況の）水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である〇〇mに到達したとき（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）
- こうすることにより、
  - ①一連の区間で最も越水・溢水の可能性が高いと考えられる箇所において、越水・溢水を確認できておらずとも、計算上、氾濫開始相当水位が堤防天端高に到達した時点で「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令することができるようになる。
  - ②平時に明確な発令基準を設定することができる。



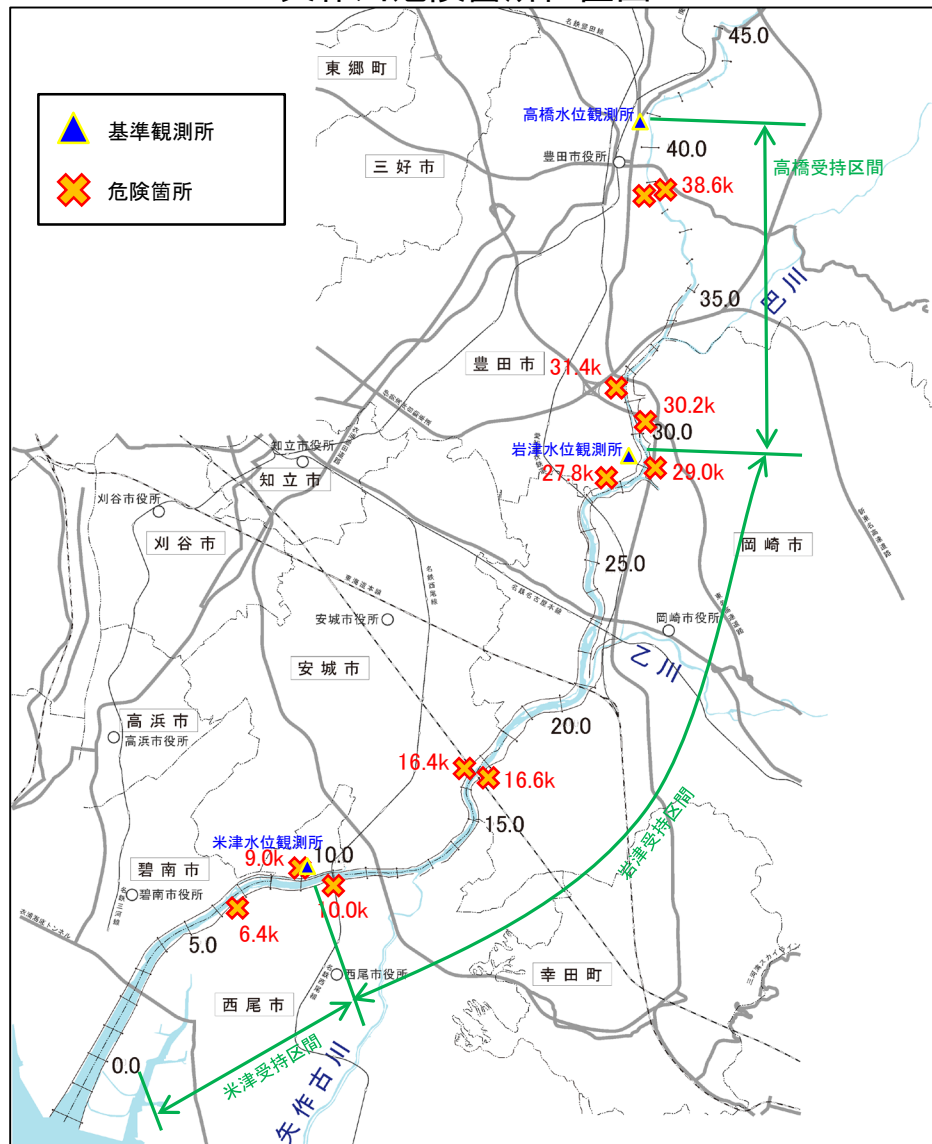


# 氾濫開始相当水位

## 矢作川氾濫開始相当水位

河川	基準観測所の諸元						氾濫開始相当水位			
	基準観測所	観測所位置 (km)	受持区間	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	危険箇所番号	KP (km)	左右岸	読み値 (m)
矢作川	米津	9.8K	0.0 ~ 9.5	6.00	9.90	10.30	①	6.4	左	10.14
矢作川	米津	9.8K	0.0 ~ 9.5	6.00	9.90	10.30	②	9.0	右	10.64
矢作川	岩津	29.2K	9.5 ~ 29.4	4.90	7.80	8.50	④	10.0	左	10.10
矢作川	岩津	29.2K	9.5 ~ 29.4	4.90	7.80	8.50	②	16.4	右	9.24
矢作川	岩津	29.2K	9.5 ~ 29.4	4.90	7.80	8.50	①	16.6	左	9.23
矢作川	岩津	29.2K	9.5 ~ 29.4	4.90	7.80	8.50	⑤	27.8	右	10.23
矢作川	岩津	29.2K	9.5 ~ 29.4	4.90	7.80	8.50	③	29.0	左	9.78
矢作川	高橋	40.4K	29.4 ~ 40.4	2.70	5.90	6.80	③	30.2	左	8.50
矢作川	高橋	40.4K	29.4 ~ 40.4	2.70	5.90	6.80	④	31.4	右	9.78
矢作川	高橋	40.4K	29.4 ~ 40.4	2.70	5.90	6.80	①	38.6	右	6.85
矢作川	高橋	40.4K	29.4 ~ 40.4	2.70	5.90	6.80	②	38.6	左	6.85

## 矢作川危険箇所位置図



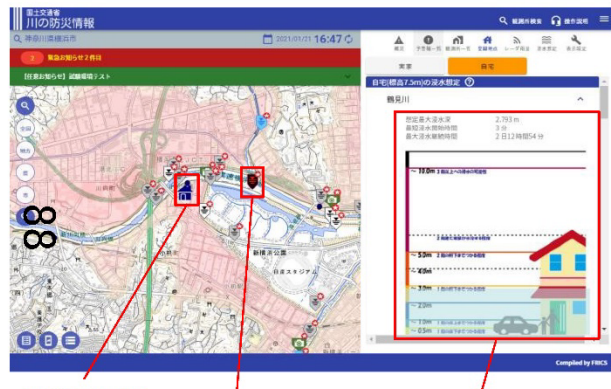
# 「川の防災情報」ウェブサイトをリニューアル！

全国の川の水位や洪水予警報、レーダ雨量、河川カメラ画像などをリアルタイムで提供している「川の防災情報」ウェブサイトを、3月23日(火)に全面リニューアルし、大雨時に必要となる川の情報をより分かりやすく、見つけやすく提供します。

## 身近な地点の情報に簡単にアクセス

## 地図を操作して調べたい情報を検索

## 全国の洪水の危険度を一目で確認



地点を登録

近隣の観測所を登録

登録地点の浸水想定を表示



表示範囲の移動や拡大・縮小が容易にできる

観測所やカメラなどのアイコンを選択して情報を表示



トップページの一番上に全国の洪水予報などの発表状況を掲載

自宅や職場などの場所(最大3箇所)や確認が必要な観測所などを登録し、トップ画面や地図画面などをカスタマイズして、必要な情報を速やかに確認できるようになります。

地図画面をフルGIS化し、河川水位、洪水予報の発表状況、レーダ雨量、河川カメラ画像などのリアルタイム情報や、洪水浸水想定区域図などのリスク情報を1つの地図画面で表示できるようになります。

全国で発表されている洪水予報やダム放流の状況など、危険が高まっている河川を一目で把握できるようになります。

※ 画面構成は一部変更となる場合があります



※「川の防災情報」URL: <https://www.river.go.jp> (3月23日リニューアル)

# 令和3年度 矢作川水防連絡会

## 第1号 議案(共通) 令和2年度 会務及び事業報告

### 【会務】

#### 1. 矢作川水防連絡会 委員会

(矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会、  
矢作川洪水予報連絡会と合同で実施)

- ①日時: 令和2年5月22日(金)
- ②場所: ー (書面開催)
- ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
- ④議題

- ・令和元年度 会務及び事業報告
- ・令和2年度 会務及び事業計画(案)
- ・連絡会規約及び役員名簿
- ・その他情報提供

### 【事業報告】

#### 1. 担当国会議

- ①日時: 令和2年4月17日(金)13:30~16:00
- ②内容: 風水害防災情報の迅速的確な伝達を図るため、  
必要な知識の習得を行う。
- ③対象者: 洪水予報伝達機関及び水防警報伝達機関

#### 2. 河川合同巡視について

- ①日時: 令和2年6月16日(水)9:50~15:05
- ②内容: 水防業務にかかわる担当者に対し、現場にお  
ける知識向上を図るため、河川及び観測施設等の現  
地調査を行う。
- ③対象者: 洪水予報及び水防警報伝達機関

## 第2号 議案(共通) 令和3年度 会務及び事業計画(案)

### 【会務】

#### 1. 矢作川水防連絡会 委員会

(矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会、  
矢作川洪水予報連絡会と合同で実施)

- ①日時: 令和3年5月14日(金)
- ②場所: ー (Web開催)
- ③対象者: 会長、副会長、委員、その他事務局員
- ④議題

- ・令和2年度 会務及び事業報告
- ・令和3年度 会務及び事業計画(案)
- ・連絡会規約及び役員名簿
- ・その他情報提供

### 【事業計画(案)】

#### 1. 河川合同巡視について

- ①日時: 令和3年5月25日(火)(予定)
- ②内容: 水防業務にかかわる担当者に対し、現場にお  
ける知識向上を図るため、河川及び観測施設等の現  
地調査を行う。
- ③対象者: 洪水予報及び水防警報伝達機関

※緊急事態宣言を受け、当面は書面開催とし、現地の巡視につ  
いては延期します。

## 国土交通省豊橋河川事務所 矢作川 水防連絡会規約

## 第2章 役員

### 第1章 総則

#### 第1条 名称

本会は、「国土交通省豊橋河川事務所矢作川水防連絡会」と称する。

#### 第2条 目的

本会は、河川法、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、国土交通省豊橋河川事務所 矢作川管内の水防関係機関相互の協力及び連絡を密にし、水防対策の万全を期することを目的とする。

#### 第3条 業務

本会は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

1. 重要水防箇所に関すること。
2. 水防警報に関すること。
3. 河川改修の状況、既往洪水における出水状況、水防資機材整備状況、その他水防に必要な情報及び意見の交換等に関すること。
4. 水防時の交通規制に関すること。
5. 合同河川巡視に関すること。
6. 水防にかかわる広報宣伝に関すること。
7. その他本会の目的を遂行するため必要と認められる事項。

#### 第4条 構成

本会は、別紙－1に掲げる国土交通省豊橋河川事務所矢作川管内の水防関係機関をもって構成する。

#### 第5条 役員

本会には、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 顧問 若干名
4. 幹事長 1名
5. 幹事 若干名

#### 第6条 会長

会長は本会を代表し、会務を掌理する。  
会長は国土交通省豊橋河川事務所長をもってこれにあてる。

#### 第7条 副会長

副会長は会長をたすけ、会長に事故があるときはその職務を代理する。

副会長は水防管理団体間で選出された代表水防管理団体の長をもってこれにあてる。

#### 第8条 顧問

顧問は次の役職者に会長がこれを委嘱し会長の諮問に応える。

西三河県民事務所長、西三河建設事務所長、  
豊田加茂建設事務所長、知立建設事務所長。

#### 第9条 委員

委員は会務を評議する。  
委員は別紙－2に掲げる者をもってこれにあてる。

# 令和3年度 矢作川水防連絡会 規約

## 第10条 幹事長

幹事長は幹事会を運営し本会の業務を処理する。  
幹事長は国土交通省豊橋河川事務所副所長(技術担当)をもってこれにあてる。

## 第11条 幹事

幹事は会務の規格及び相互連絡にあたる。  
幹事は別紙-3に掲げる者をもってこれにあてる。

## 第3章 運営

## 第12条 委員会

本会は運営の委員会の決議による。  
委員会は毎年出水期前及び会長が必要と認めたとき会長が招集し会務を評議する。  
委員会の議長は会長がこれにあたる。

## 第13条 幹事会

幹事会は幹事長が必要と認めたとき、幹事長が招集し会務の企画にあたる。

## 第14条 事務局

本会の事務局は、国土交通省豊橋河川事務所調査課に置く。  
事務局職員は、国土交通省豊橋河川事務所の職員のうちから会長がこれを指名する。  
事務局職員は、幹事長の指示を受け事務を処理する。

## 第4章 雑則

## 第15条 規約の改正

本規約の変更は、委員会の決議によらなければならない。

## 第16条 附則

この規約は、昭和57年7月15日から実施する。

平成4年5月29日 一部改正

平成13年6月18日 一部改正(組織名称変更)

平成14年6月25日 一部改正(組織名称変更)

平成15年6月16日 一部改正(組織名称変更)

平成19年5月 9日 一部改正(幹事一部変更)

平成20年6月20日 一部改正(組織改編名称変更)

平成23年4月 1日 一部改正(組織改編名称変更)

平成24年4月 1日 一部改正(組織改編名称変更)

平成29年6月19日 一部改正(組織名称変更)

## 別紙-1

## 矢作川水防連絡会構成機関名

国土交通省 豊橋河川事務所

愛知県 西三河県民事務所

// 西三河建設事務所

// 豊田加茂建設事務所

// 知立建設事務所

岡崎市

豊田市

安城市

西尾市

碧南市



## 矢作川水防連絡会 役員名簿

会長 豊橋河川事務所長

副会長 岡崎市水防管理者(岡崎市長)

顧問 西三河県民事務所長  
西三河建設事務所長  
豊田加茂建設事務所長  
知立建設事務所長

委員 豊橋河川事務所副所長(技術)  
豊橋河川事務所副所長(事務)  
豊橋河川事務所総務課長  
豊橋河川事務所工務課長  
豊橋河川事務所調査課長  
豊橋河川事務所管理課長  
豊橋河川事務所岡崎出張所長  
豊橋河川事務所安城出張所長  
豊田市水防管理者(豊田市長)  
安城市水防管理者(安城市長)  
西尾市水防管理者(西尾市長)  
碧南市水防管理者(碧南市長)

幹事長 豊橋河川事務所副所長(技術)

幹事 豊橋河川事務所調査課長  
岡崎市河川課長  
豊田市防災防犯課長  
安城市維持管理課長  
西尾市河川港湾課長  
碧南市防災安全課長

# 矢作川R2年7月出水予警報の発令状況

3観測所の観測水位より、水防警報を延べ3回、洪水予報・水位到達情報を延べ4回発令した。

※解除を除く

○水防警報

河川名	観測所名	準備	出動	情報	解除
矢作川	岡崎	①7/8 8:00	-	-	②7/8 16:40
	岩津	①7/8 9:50	-	-	②7/8 13:00
	米津	①7/8 10:00	-	-	②7/8 18:50

注意1：○数字は発令番号

○洪水予報・水位到達情報

河川名	観測所名	注意報		解除
矢作川	岩津	①7/8 10:00 氾濫注意	②7/8 10:30 氾濫注意	③7/8 13:30 解除
	米津		②7/8 10:30 氾濫注意	④7/8 19:00 解除

注意1：○数字は発令番号

